

徳島県告示第四百十五号

令和二年所得に係る個人の県民税及び事業税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）の期限（令和三年三月十五日までとされているものに限る。）については、徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第十七条第三項の規定により、令和三年四月十五日まで延長する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門